

さいたま市債権回収対策本部第 35 回本部会 議事要旨

【日 時】令和 7 年 1 月 21 日（火）14:00～15:00

【場 所】政策会議室

【出席者】（本部長・本部員 12 名・事務局 2 名）

本部長：高橋副市長

本部員：都市戦略本部長、総務局長、財政局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長（代理）、環境局長（代理）、経済局長、建設局長、北区長、南区長、副教育長

事務局：税務部長、収納対策課長

【議 題】

- 1 基本計画対象債権の状況について（令和 6 年 10 月末）
- 2 令和 7 年度目標の設定について
- 3 さいたま市債権回収対策基本計画の改定について

【報 告】

- 1 対象債権への追加が見込まれる債権の状況について

【資 料】

（別添）さいたま市債権回収対策本部第 35 回本部会資料

【本部長からの質問】

①外来医療費 ②後期高齢者医療保険料

令和 5 年 10 月末現在と比較して、収入未済額の削減率が対前年比で低下及び収入未済額が増加している要因と今後の対策について。

③児童手当等返還金

令和 5 年 10 月末現在と比較して、収入未済額の削減率が対前年比で低下及び収入未済額が増加している要因と今後の対策について。

本庁課による収納に関する研修の実施状況等について。

④生活保護費返還金

「通常の封筒とはデザインや色が異なる催告書用封筒の作成」とあるが、取組状況や効果について。

⑤水洗便所改造資金貸付金

「口座振替不能が判明した段階で、速やかに連絡する体制が整えられているため、債務者の不能状態を早期に把握することが可能」とあるが、取組状況や効果について。

また、口座振替不能の件数について。

⑥養育費立替費

滞納者数及び収入未済額が増加した要因について。

債権回収マニュアルの作成状況や滞納を未然に防ぐ取組等の考えについて。

⑦学校給食費

滞納を発生させないための方策である口座振替の現時点の状況について。

各学校が管理する令和 5 年度以前の滞納状況について。

【各局の回答】

(保健衛生局長)

①外来医療費

入院医療費・外来医療費ともに収入未済額が増加。

高額な入院医療費の収入未済額圧縮に注力したことで、外来医療費が手薄になった。

10月以降は外来医療費の積極的な催告を実施し、昨年と同程度まで収入未済額を圧縮できる見込み。

文書督促、再診時に支払いを促すことを積極的に実施。

(福祉局長)

②後期高齢者医療保険料

被保険者が非常に増加したため、調定額も増加。

令和5年度はコンビニ納付、ペイジー納付やスマートフォン決済の新規導入により、令和4年度より収入未済額が減少。今年度は市民の方が見慣れたことで、収入未済額が増加。

高齢者が増えているため、通知のデザインや文言の工夫、個別の文書催告・電話催告・差押えを実施。

④生活保護費返還金

他の郵便物との紛れ防止や返還意識を醸成すること等を目的に、目立つ催告書用封筒を作成。今年度作成し10区に配布。今後、成果について検証していく。

封筒を作成した本庁課と、メインで取り組む区役所で連携を図っていきたい。

(子ども未来局長代理)

③児童手当等返還金

児童の監護・生計なし、国外転出等による資格喪失が債権の発生要因。

マニュアル等を作成。

年度によって変わる該当者の状況を確認し対応。

研修については、マニュアルの見直しが終わり、来月開催に向け日程調整中。

⑥養育費立替費

昨今の経済状況の変化や、それに伴う所得の減少など。

現在は文書督促・催告の実施、納付相談の対応。

債権回収マニュアルに基づき、引き続き文書督促・催告、電話の実施。臨戸徴収や財産の開示請求、強制執行も検討。

(建設局長)

⑤水洗便所改造資金貸付金

債権所管課の本庁課と、債権徴収担当の建設事務所で速やかに連携・連絡をする体制を整備。

本庁で口座振替のデータを確認後、建設事務所に連絡し、対応。

令和6年12月末時点で口座振替不能は5件。

(副教育長)

⑦学校給食費

口座加入率は11月末時点で96.19%。加入率向上のため、納付書払いの方に勧奨チラシを同封。口座振替引落とし成功率は11月末時点で97.51%で、納期ごとで収納率99.5%

程度の成果（督促含む）。

令和５年度以前の滞納分は学校の債権とし、令和６年度以降分は公会計で教育委員会の債権としている。給食費以外の私会計分の滞納分と同様に管理するよう校長会を通じて依頼。

学校において徴収困難な事例は教育委員会で相談を受け付けしている。

令和５年度以前の滞納分の収納状況は、今後調査を実施。

【本部長からのコメント】

本庁と事務所、区役所が一体となって回収に取り組む効果的な事例について、今後も進めるようお願いする。また、各区の取組にばらつきが生じないように、各局の債権所管課が主体となり、進捗管理等積極的に関わるようお願いする。

新規事業に伴い、新たに債権が発生することもあるが、債権回収は初動が大変大事であるため、後手に回らないよう準備段階から徴収対策も含めて検討をお願いする。法令等に基づき、適切に管理、回収を進めるとともに、マニュアル等の整備と各職員への周知の徹底をお願いする。

公平・公正の観点からも適切に債権回収業務を進めていただく必要があるが、昨今の物価上昇等、市民生活への影響も懸念されることから、納付相談時は丁寧な対応に努めてほしい。

以上